第五条の次に次の一条を加える。

（令第五条第三項に規定する施設）

第五条の二　令第五条第三項に規定する厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。

一　第四条の二各号に掲げる施設

二　独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター若しくは独立行政法人国立長寿医療研究センターの設置する医療機関又は社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第三項第九号に規定する事業を行う施設であって、進行性筋萎縮症者が入所又は入院をし、必要な治療、訓練及び生活指導を行うもの

三　厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）に基づく国立保養所

四　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）に規定する救護施設又は更生施設

五　老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム

第七条の見出しを「（遺族年金又は遺族一時金の請求）」に改め、同条第一項中「という。）」の下に「又は遺族一時金（以下「遺族一時金」という。）」を加え、同項に次の一号を加える。

六　令第十条第三項の規定により遺族一時金の支給を請求しようとする場合は、その旨

第七条第二項第六号中「請求者」を「請求者が令第八条第一項第一号のいずれかに該当する者であるときは、当該請求者」に、「証明する」を「明らかにする」に改め、同項に次の一号を加える。

七　請求者が令第八条第一項第二号に該当する者又は第三号のいずれかに該当する者であるときは、当該請求者が死亡した者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを明らかにすることができる書類

第八条第一項中「後に遺族年金」の下に「又は遺族一時金」を加え、同項に次の一号を加える。

四　令第十条第三項の規定により遺族一時金の支給を請求しようとする場合は、その旨

第九条第一項中「第八条第八項後段」を「第八条第九項後段」に改め、同条第二項第二号中「請求者」を「請求者が令第八条第一項第一号のいずれかに該当する者であるときは、当該請求者」に、「証明する」を「明らかにする」に改め、同項に次の一号を加える。

三　請求者が令第八条第一項第二号に該当する者又は第三号のいずれかに該当する者であるときは、当該請求者が厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを明らかにすることができる書類

第九条の次に次の一条を加える。

第九条の二　前条の規定は、令第八条第九項後段の規定により遺族年金の支給を請求できる者が、令第十条第三項の規定により遺族一時金の支給を請求しようとする場合について準用する。この場合において、前条第二項第三号中「書類」とあるのは「書類（当該請求者が当該死亡した者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を明らかにすることができる書類を含む。）」とする。

第十三条及び第十四条を次のように改める。

第十三条及び第十四条　削除

第十五条の次に次の一条を加える。

第十五条の二　令第十五条第三項に規定する厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。

一　第四条の二各号に掲げる施設

二　独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター若しくは独立行政法人国立長寿医療研究センターの設置する医療機関又は社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第三項第九号に規定する事業を行う施設であって、進行性筋萎縮症者が入所又は入院をし、必要な治療、訓練及び生活指導を行うもの

三　厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）に基づく国立保養所

四　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）に規定する救護施設又は更生施設

五　老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム

第七条の見出しを「（遺族年金又は遺族一時金の請求）」に改め、同条第一項中「という。）」の下に「又は遺族一時金（以下「遺族一時金」という。）」を加え、同項に次の一号を加える。

六　令第十条第三項の規定により遺族一時金の支給を請求しようとする場合は、その旨

第七条第二項第六号中「請求者」を「請求者が令第八条第一項第一号のいずれかに該当する者であるときは、当該請求者」に、「証明する」を「明らかにする」に改め、同項に次の一号を加える。

七　請求者が令第八条第一項第二号に該当する者又は第三号のいずれかに該当する者であるときは、当該請求者が死亡した者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを明らかにすることができる書類

第八条第一項中「後に遺族年金」の下に「又は遺族一時金」を加え、同項に次の一号を加える。

四　令第十条第三項の規定により遺族一時金の支給を請求しようとする場合は、その旨

第九条第一項中「第八条第八項後段」を「第八条第九項後段」に改め、同条第二項第二号中「請求者」を「請求者が令第八条第一項第一号のいずれかに該当する者であるときは、当該請求者」に、「証明する」を「明らかにする」に改め、同項に次の一号を加える。

三　請求者が令第八条第一項第二号に該当する者又は第三号のいずれかに該当する者であるときは、当該請求者が厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを明らかにすることができる書類

第九条の次に次の一条を加える。

第九条の二　前条の規定は、令第八条第九項後段の規定により遺族年金の支給を請求できる者が、令第十条第三項の規定により遺族一時金の支給を請求しようとする場合について準用する。この場合において、前条第二項第三号中「書類」とあるのは「書類（当該請求者が当該死亡した者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を明らかにすることができる書類を含む。）」とする。

第十三条及び第十四条を次のように改める。

第十三条及び第十四条　削除

第十六条第三項中「第一条から第七条まで」を「第一条から第六条まで」に、「第十三条から第十五条まで」を「第十五条」に改める。

第十九条第九号中「第九条第一項」の下に「（第九条の二において準用する場合を含む。）」を加え、同条中第十三号及び第十四号を削り、第十五号を第十三号とし、第十六号を第十四号とし、第十七号を第十五号とする。

附　則

この省令は、予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成二十三年十月一日）から施行する。

○厚生労働省令第百二十三号

平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）の施行に伴い、並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第八項、第二十四条の十二第二項及び第四十五条第一項、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十九条、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十五条第一項並びに障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十四条第二項及び第八十四条第一項の規定に基づき、児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年九月三十日　　厚生労働大臣　小宮山洋子

児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令

（児童福祉法施行規則の一部改正）

第一条　児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の二十三の次に次の一条を加える。

第一条の二十三の二　小規模住居型児童養育事業者は、委託児童に係る厚生労働大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

一　当該委託児童に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「委託児童に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。

二　委託児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従つて用いること。

三　委託児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。

四　当該委託児童の委託が解除された場合には、速やかに、委託児童に係る金銭を当該委託児童に取得させること。

（児童福祉施設最低基準の一部改正）

第二条　児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条の次に次の一条を加える。

（給付金として支払を受けた金銭の管理）

第十二条の二　乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設は、当該施設の設置者が入所中の児童に係る厚生労働大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

一　当該児童に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「児童に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。

二　児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従つて用いること。

三　児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。

四　当該児童が退所した場合には、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に取得させること。

（救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準の一部改正）

第三条　救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準（昭和四十一年厚生省令第十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十六条」を「第十六条の二」に改める。

第二章中第十六条の次に次の一条を加える。